

# 要 望 書

全国市議会議長会は、令和3年度建設運輸施策等に関する要望を別記のとおり議決いたしましたので、政府及び国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

令和2年11月

全 国 市 議 会 議 長 会  
会 長 野 尻 哲 雄  
(大分市議会議長)

全国市議会議長会建設運輸委員会  
委 員 長 山 本 達 也  
(柳井市議会議長)



# 目 次

1	地方創生・地方分権改革の推進及び地方税財源 の充実確保	1
2	頻発・激甚化する大規模災害からの復旧・復興 対策及び防災・減災対策等	7
3	自然災害対策の推進	12
4	各種交通基盤整備の推進	16
5	都市基盤整備の推進	23
6	下水道整備の推進	27
7	観光立国の推進	28



# 1 地方創生・地方分権改革の推進及び 地方税財源の充実確保

我が国の急速な人口減少や少子高齢化が進む中、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり住みよい、活力ある地域社会を維持していくためには、地方創生の推進が不可欠である。

地方自治体においては、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、地方創生に係る事業の推進に努めているが、これを支える財源を継続的に確保することが極めて重要な課題となっている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、戦後最大とも言うべき経済危機に直面し、地方税収の大幅な減収が危惧される中、地方自治体は、福祉・医療サービスの充実や地域の防災・減災対策をはじめ、増大する財政需要に迫られている。今後とも地域の実情に応じた行政サービスを安定的に提供するため、地方分権改革の更なる推進と、地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、地方創生・地方分権改革の推進及び地方税財源の充実確保に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

## 記

### 1 地方創生の推進について

- (1) 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に盛り込まれた関連施策の進捗状況を管理するとともに、今後の社会経済情勢の進展に伴い、必要に応じて柔軟に総合戦略の見直しを行うこと。

- (2) 地方への移住・定着の推進に向けて、地方大学の振興等による地域産業の担い手づくりや高等学校の機能強化等を図るとともに、特定の地域に継続的に多様な形で関わる関係人口の創出・拡大に取り組むこと。
- (3) Society 5.0の実現に向けて、まち・ひと・しごとのあらゆる分野において、最先端のデジタル技術等を活用すること。その際、各地域の実情に即して、5G、光ファイバーなど次世代情報通信インフラの早期整備、デジタル人材など専門技術人材の育成・確保、データ活用の基盤整備などを積極的に推進すること。併せて、安全保障の観点から万全の保護が求められる情報については、法的措置を講じるとともに、必要な技術の確立やガイドラインの制定を図ること。
- (4) まち・ひと・しごと創生事業費を拡充・継続し、地域の実情に応じた主体的で息の長い取組を推進できるようにすること。また、算定に当たっては、条件不利地域や財政力の脆弱な市町村について考慮すること。
- (5) 地方創生推進交付金については、長期にわたる継続的なものとし、総額の確保を図ること。併せて、自由度の高い、より使い勝手のよいものとする。また、交付上限額、申請上限数の引上げなど更なる要件の緩和を検討するとともに、事業申請に係る手続を簡素化し、速やかに交付決定すること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、地方の取組を強力に支援するため、予備費の充当も含め増額を図るとともに、基金への積立て要件の弾力化など、柔軟で弾力

的な運用を図ること。

(7) 地方創生拠点整備交付金や地方大学・地域産業創生交付金等については、地方の意見等を十分踏まえ、弾力的な運用と積極的な採用を図ること。

(8) 「過疎地域自立促進特別措置法」の失効を間近に控え、過疎地域の現状に鑑み、引き続き総合的な過疎対策を充実強化し、過疎地域の振興が図られるよう、新たな過疎対策法を制定すること。

(ア) 新たな過疎対策法においては、過疎地域が果たしている役割を評価し、過疎対策の理念を改めて確立するとともに、いわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」を含め現行過疎地域を継続して指定対象とすることを基本に、過疎地域の指定要件と指定単位については、新たな理念に基づき、支援が必要な地域がすべて対象となるよう、特段に配慮すること。

(イ) 一部過疎地域は、合併の経緯から、政令市・中核市をはじめ広域圏の核となる都市を含む多様な市町村（一部過疎市町村）に存する。一部過疎市町村では、一部過疎地域の環境整備や区域内の格差是正を図るため、種々の過疎対策に迫られている。加えて、核となる都市では、周辺市町村との広域連携に重要な役割を求められるなど財政需要が増大している。こうした実情を踏まえ、「一部過疎」の制度を継続すること。また、一部過疎市町村に対する財政力に係る基準を設定することについては十分慎重であること。

なお、基準の設定が必要と判断される場合においても、市町村の多様性を考慮し、政令市・中核市を含む市と町村を通

じて一律に適用する基準の設定は行わないこと。

## 2 地方分権改革の推進について

- (1) 提案募集方式により、今後も、地方からの提案の実現に向けて積極的に検討・採用を行うとともに、「従うべき基準」の廃止又は参酌化を含めた更なる義務付け・枠付けの見直し及び国から地方への事務・権限の移譲を行うこと。その際、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の課題については、地方の自主性・主体性を十分踏まえ、対応すること。
- (2) 議会の自主性・自律性をより高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できるよう、地方議会の活動を制約している法令上の諸規定の更なる見直しを図ること。

## 3 令和3年度税制改正について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、経済を取り巻く環境は急激に悪化し、地方税の減収など地方財源不足の大幅な拡大が危惧される。

については、今後もきめ細かな行政サービスを安定的に提供していくため、地方税制の拡充強化に努めること。

その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

- (2) 固定資産税は、市町村財政を支える重要な基幹税であることから、その安定的な確保を図ることとし、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。なお、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた特



例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

また、令和3年度評価替えについては、先送りすることなく、確実に実施すること。

- (3) 電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税は、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献するとともに、地元自治体から多大な行政サービスを受益している大規模な発電施設や液化ガス貯蔵設備等に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも現行制度を堅持すること。
- (4) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在市町村の特有の行政需要に対応するとともに、特に、過疎地域や中山間地域の財政力の脆弱な市町村にとって、貴重な税財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (5) 緊急経済対策により、自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減について、令和3年3月31日まで延長されたが、更なる延長は断じて行わないこと。

また、自動車関係税の見直しに当たっては、道路・橋梁等の老朽化対策などに対する財政需要が今後大幅に増すことから、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。環境性能割の適用区分見直し等に当たっては、税制のグリーン化機能を維持・強化する観点から、基準の切替えと重点化を行うこと。

#### 4 令和3年度地方財政対策について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大・長期化が地域経済に大きな影響を及ぼし、令和2年度に引き続き、令和3年度においても、地方税収の大幅な減収が危惧される。

については、地域経済の回復をはじめ、社会保障関係費の増大や地域の防災・減災対策、地域の活性化対策に的確に対応するため、地方の安定的な財政運営に必要な地方税・地方交付税等の一般財源総額を充実確保すること。

その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、その発行を縮小すること。

- (2) 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。また、地方の財源不足の補填については、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。
- (3) 公共施設等適正管理推進事業費については、個別施設の維持管理、更新等に係る取組が本格化することから、引き続き十分な財源を確保するとともに、市町村役場機能緊急保全事業など公共施設等適正管理推進事業期間を延長すること。

## 2 頻発・激甚化する大規模災害等からの 復旧・復興対策及び防災・減災対策等

近年、集中豪雨や台風、地震など様々な自然災害が頻発し、住民生活の安全・安心が脅かされる甚大な被害が発生している。

本年も、令和2年7月豪雨等により、住民の尊い生命が多数、失われるとともに、家屋などへの被害も広範囲にわたって発生している。

このため、迅速な復旧・復興対策を講じると同時に、今後の災害発生に備え、ハード・ソフト両面にわたる防災・減災対策の推進が急務である。

よって、国においては、防災・減災対策及び復旧・復興対策の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 台風・集中豪雨・豪雪対策等の充実強化について

- (1) 頻発・激甚化する台風や集中豪雨などによる被害を防止・軽減するため、ハード・ソフト対策を連携させた水害・土砂災害対策、山地災害対策等の推進及び気象観測体制の強化を図ること。
- (2) 激甚化する集中豪雨の発生頻度が高まっている近年の状況と、台風被害によって広域的に多数の堤防が決壊、河川が氾濫した事態に鑑み、治水計画や堤防の強度等に係る基準の検証・見直しを図ること。
- (3) 堤防等の治水に係る基盤整備を着実に推進するため、十分な

財源措置を講じること。その際、地方に対する財政支援について、十分に配慮すること。

- (4) 災害に伴って発生した漂流・漂着物や海底の堆積物の回収・処理については、国の費用負担により実施すること。
- (5) 豪雪被害に係る除排雪経費の所要額の確保や地域除排雪体制の整備など、各種雪害対策の充実強化を図ること。

## 2 地震・津波・火山噴火対策等の充実強化について

- (1) 国土強靱化基本法、南海トラフ地震や首都直下地震等に係る特別措置法など、災害関連諸法に基づく施策を着実に推進すること。また、本年度までとされている「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」については、インフラの老朽化対策や気候変動への対応など近年の情勢を踏まえ、通常予算に上乘せして別枠として事業を拡大の上、さらに5か年の延長を図ること。
- (2) 地震、津波及び火山噴火による被害を最小限にするため、観測・監視体制の強化を図ること。
- (3) 地震による建築物の倒壊から国民の生命を守るため、建築物の耐震診断・耐震改修に係る財政支援措置や技術力の確保に関する取組の充実強化を図ること。

## 3 防災・安全に資する社会資本整備事業への支援について

- (1) 緊急防災・減災事業債制度を恒久化するとともに、元利償還金に対する交付税措置の充実、対象事業の拡大を図ること。
- (2) 地方自治体が計画的に社会インフラ等の防災・減災対策、老朽

化対策などの事業を執行できるよう、防災・安全交付金及び公共施設等適正管理推進事業債の所要額の確保など、十分な財源を確保するとともに、期間の延長を図ること。

- (3) 社会インフラ等の老朽化対策について、ハード・ソフト両面からその全体像を財源調達方法や財源規模を含めて明確にし、自由度の高い交付金の創設など、総合的・計画的な対策の推進を図ること。
- (4) 災害時の停電防止のため、送電・配電施設の強靱化、非常用電源対策の強化について、事業者とともに取り組むこと。また、その他ライフライン及び道路や鉄道などの各種インフラについても、一層の強靱化を図ること。

#### 4 災害復旧・復興支援対策の充実強化について

- (1) 被災自治体の災害復旧・復興対策に万全を期すため、災害復旧・復興事業に要する経費の地方負担に対する支援措置の充実強化を図ること。また、将来の災害に備え、原形復旧にとどまらず改良復旧を積極的に推進すること。
- (2) 被災した住宅の被害認定に際しては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」で定められているところであるが、浸水高や堆積土砂の深さなどについて、被害の実態を踏まえた柔軟で弾力的な運用も可能となるよう、検討を図ること。
- (3) 被災者が早期に自立した生活を送ることができるよう、災害救助法に基づく支援の拡充を図ること。なお、被災者生活再建支援制度については、支援金の支給対象を半壊や一部損壊にまで拡大するとともに、上限額の引上げを検討すること。

- (4) 被災者支援については、災害救助法や被災者生活再建支援法、国の補助金の活用など、趣旨の異なる支援制度が存在することから、被災者にとって分かりやすく、不公平感を招かない制度設計を行うこと。
- (5) 近年の災害の多発に鑑み、災害の事前の備えとしての地震保険や水災補償などの加入について、国において周知を図るとともに、保険料控除制度の拡充など、加入促進に向けた支援を図ること。
- (6) 災害復旧事業に関する国庫補助採択基準の緩和や被災した事業所施設等についても補助対象とするなど、補助対象施設の拡大を図ること。
- (7) 広域災害では、地域によって被害状況や必要な復旧・復興対策が異なることから、発生後、被害の全容を可及的速やかに把握できる体制とシステムの強化を図ること。

## 5 各種災害からの避難対策の強化について

- (1) 避難所については住民の速やかな避難行動を促すためにも、冷暖房整備に加えプライバシーの確保や授乳室の設置など、きめ細やかな配慮が可能となるよう支援を図ること。また、感染症防止に向けた強力な対策を講じること。
- (2) 洪水や土砂崩れなど各種災害の危険度や避難場所、避難経路などを事前に正しく理解し、災害発生時には適切に避難行動をとれるよう、ハザードマップの活用を含めた防災知識の普及と啓発の一層の強化を図ること。
- (3) 地方自治体による適時的確な避難勧告等の発令に資するため、

災害予測システムなどの新技術の開発・導入に係る十分な財政支援措置を講じること。

- (4) 災害ハザードエリアに居住する住民等については、安全で利便性の高い居住誘導区域等への移転を推進すること。
- (5) 高齢者や障害者など避難行動要支援者の避難に関する個別計画を市町村が作成する際に支援措置等を講じること。また、計画作成に当たって、地域の要支援者の状況を熟知した福祉専門職員が参加するための財政支援措置等を講じること。

## **6 消防防災体制の充実強化について**

- (1) 地方自治体の消防防災体制の一層の充実を図るため、消防防災施設・設備整備に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 地域の防災力の強化を図るため、消防団の装備の充実や団員の待遇改善等に対する財政措置を拡充すること。

## **7 医療救護体制の充実強化について**

災害発生時に入院患者の安全の確保や被災者に対する適切な医療を提供するため、医療機関の耐震化や医薬品・資機材の整備、医療救護に係る人材育成・確保など医療救護体制の充実強化を図ること。

## **8 原子力発電所の安全・防災対策の充実強化について**

東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応の検証結果を踏まえ、速やかに万全の安全対策及び防災対策の強化を図ること。

### 3 自然災害対策の推進

我が国は、自然的・地理的条件から台風、豪雨、地震、津波、火山噴火などによる災害が発生しやすい国土となっており、特に近年、各地で豪雨災害や大規模地震等が発生し、甚大な被害をもたらしている。

地方自治体は、こうした自然災害に備え、様々な対策を講じているが、住民の生命、身体及び財産を守るためには、自然災害対策の更なる充実強化が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

#### 記

##### 1 台風・豪雨対策の推進について

- (1) 毎年のように記録的豪雨が発生していることから、近年の河川災害の特徴及び利水・流域環境整備の視点を踏まえ、河川整備基本方針及び河川整備計画の変更を行うとともに、計画に沿った河川整備をより一層推進し、整備計画未策定の河川については、早期に計画を策定すること。また、計画が策定された河川については、被害の未然防止を図るため、早期に着手すること。
- (2) 住民の命を守るためには、一刻も早い治水対策が必要であることから、地域住民の合意形成を得るために、国によるアドバイザー派遣制度の充実を図ること。
- (3) 土砂災害防止法及び急傾斜地法に規定されている各施策の一層の強化を図るとともに、土砂災害警戒区域等の指定促進に向けた財政・技術的支援を講じること。



- (4) 砂防堰堤等の土砂災害防止施設の整備促進を図るとともに、その整備に当たっては、砂防等に関する調査、計画や維持管理を実施するために必要な技術基準の改定等により、頻発・激甚化する土砂災害に耐え得るよう、配慮すること。
- (5) 河道掘削や拡幅、調整池の設置など、治水機能を向上させる河川改修事業等の計画的かつ着実な実施に対する支援措置の充実強化を図るとともに、土砂撤去や樹木伐採による河川の適正な維持管理を支援すること。
- (6) 集中豪雨等による河川氾濫や内水氾濫などの浸水被害を防止・軽減するための河川工事に加え、排水機場や排水ポンプ車整備、雨水貯留浸透施設の整備等を促進すること。

## 2 地震・津波対策等の推進について

- (1) 地方自治体において策定する国土強靱化地域計画については、国において支援制度の拡充を行い、策定の推進を図ること。  
また、地域計画を策定した地方自治体や広域連携で取り組む事業に対し、交付金・補助金等の一層の拡充を図ること。
- (2) 南海トラフ地震対策特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に規定されている集団移転促進事業の採択要件の緩和及び国庫補助の引上げを行うこと。  
また、事前復興対策としての高台移転用地開発と医療機関や福祉施設等の高台先行移転を促進する津波避難対策緊急事業の拡充強化を図ること。
- (3) 津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画に盛り込まれる津波防護施設、海岸保全施設等の施設整備など、各事業へ

の財政措置の充実強化を図ること。

- (4) 地震のみならず豪雨災害対応の中心的施設となる庁舎や、学校施設を含む避難施設等の建設及び耐震補強については、緊急防災・減災事業債の拡充などにより、地方自治体が行う防災・減災対策の財源を十分に確保すること。
- (5) 避難路沿道建築物や大規模建築物の耐震改修等を補助する耐震対策緊急促進事業の拡充強化を図ること。
- (6) 住宅・建築物安全ストック形成事業について、木造住宅をはじめとする耐震改修に要する経費の地方負担に対する交付税率の引上げ措置を令和3年度以降も継続すること。
- (7) 昭和56年6月1日以降に着工した家屋についても多数の地震被害が発生していることから、現行の建築基準法の早期見直しを行い、補助対象とすること。
- (8) 通学路、避難路等の安全確保のため、現行法令に適合しない、または危険な状態にあるブロック塀等を即時に撤去・改修できるよう、地方財政措置の充実強化を図ること。
- (9) 地震時に液状化の発生が懸念される地域について、宅地耐震化推進事業等による液状化対策を着実に推進すること。

### 3 災害復旧・復興支援について

- (1) 被災地の早期復旧を図るため、災害復旧事業の早期採択を行うとともに、事業に要する経費の地方負担に対して、迅速な補正予算措置や特別交付税の増額配分など、更なる支援の充実強化を図ること。
- (2) 被災後における住民生活を確保するため、ライフラインの早

期復旧をはじめ、流出土砂の処理や砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設、道路、鉄道、下水道施設、河川、農林地等の早急な全面復旧体制を整備すること。

- (3) 公共土木施設や農地等の災害復旧のための費用負担に関して、国庫補助のかさ上げを行う激甚災害制度の指定基準の要件を緩和し、使い勝手がよいものとする。

#### 4 災害対応の充実強化について

- (1) 地域の実情に合わせた、より一層、細密な台風、集中豪雨等の観測体制及び予測体制の充実強化を図ること。
- (2) 災害発生時に迅速な情報収集・提供を図る防災行政無線の施設整備及びデジタル化に係る費用などについて、財政措置を拡充すること。
- (3) 防災や復旧などの技術職の専門人材が不足している地方自治体に対する支援の充実強化を図ること。
- (4) 市が作成するハザードマップについて、技術支援や作成に要する人的支援及び財政措置等を講じること。
- (5) 住民が適切に避難行動をとることができるよう、全国的な防災意識の醸成を図るとともに、地方自治体が行う防災教育、避難訓練等の支援の拡充を図ること。
- (6) 地方自治体が民間施設を避難所として使用した際の借上費用について、災害救助法の適用基準に満たない規模の災害に対しても財政措置を講じること。
- (7) 被災者支援備蓄物資や備蓄倉庫整備など、防災関連事業に対する財政支援策の充実強化を図ること。

## 4 各種交通基盤整備の推進

道路、鉄道、空港、港湾などの各種交通基盤は、住民生活や地域の経済、産業を発展させるなど、地方創生の実現に欠かすことのできない重要な社会資本である。

しかしながら、これらの社会資本整備が進んでいない地域は、地方創生の取組を進める上で、大変不利な状況下にある。

また、全国各地で地域住民の生活を支える地域鉄道やバス路線の廃止が相次ぐなど、各種交通を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっていることから、各種交通基盤の維持や、より一層の整備促進、支援施策の充実を図る必要がある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 道路の整備促進について

- (1) 道路の計画的な整備と適切な維持管理のため、道路関係予算の所要額を確保すること。
- (2) ミッシングリンク（未開通区間）を解消するため、高規格幹線道路網14,000キロメートルの早期完成に向けた明確な方向性を示すとともに、財源の確保に万全を期し、整備促進を図ること。  
また、安全性の確保や災害時の対応のため、暫定2車線区間の4車線化の速やかな実現を図ること。
- (3) 高規格幹線道路と一体となって高速交通体系を成す地域高規格道路について、所要の財源を確保し、整備促進を図るととも

に、候補路線については、速やかに所要の調査・検討を行い、計画路線への格上げを図ること。

- (4) 高速道路料金制度については、料金体系の再編による発現効果や課題も検証しながら適時適切な見直し検討を行い、公正妥当な制度の実現を図ること。

また、利用率向上に向け、安定的でシンプルな料金制度を構築すること。

- (5) 高速道路の債務の確実な償還及び将来の更新等に対応可能な料金制度とすること。
- (6) 地方自治体間における圏域を超えた新たな社会や経済圏の形成及び発展のため、平常時、災害時ともに物流・人流を確保することができるよう、4車線化やバイパス、環状道路など、広域的な道路交通網の整備を促進するとともに、必要な財源を確保すること。
- (7) 地方自治体が管理する跨道橋及び跨線橋を含む橋梁等の道路施設の老朽化対策として、改築及び維持管理に必要な支援策の充実強化を図ること。
- (8) 積雪寒冷地域等の道路除排雪体制を確保・維持するための安定した財源確保を図ること。

## 2 新幹線鉄道等の整備促進について

- (1) 整備新幹線の着工区間の早期完成を図るとともに、未着工区間については、整備方針を早期に策定すること。

また、基本計画路線については、速やかに所要の調査・検討を行い、整備計画への格上げを図ること。

- (2) 整備新幹線の建設に当たっては、安定的な事業推進が可能と

なるよう、建設財源を確保するとともに、地方負担に対する適切な財源支援措置を講じること。

また、既着工区間の工事費の増額分については、沿線自治体に新たな負担が生じないよう対処すること。

- (3) 新幹線整備に当たっては、沿線自治体のまちづくりに係る都市計画事業等の進捗に合わせ、着実に整備を進めること。

また、整備効果拡大のため、走行速度の向上や運行本数の確保、二次交通への運行支援など、旅客利便性の向上などに対する支援を行うこと。

- (4) 新幹線の開業効果を高めるため、新幹線駅舎や駅周辺及び広域幹線道路などの整備に対する社会資本整備総合交付金等の重点的な配分を行うこと。

- (5) リニア中央新幹線の東京・大阪間の早期開業を実現すること。

また、高速交通ネットワーク形成に伴う産業や観光振興、まちづくりに寄与するインフラの早期整備を図ること。

- (6) 新幹線開業時に J R から経営分離される並行在来線の存続のため、地方負担の軽減等に係る新たな方策を早急に講じること。

また、運営費助成や交付税措置の拡充、初期投資及び施設更新費用に係る鉄道事業者への補助制度の創設、譲渡された鉄道資産や新たに整備・取得した鉄道資産に対する税制特例の延長及び拡充、J R 路線等への乗継割引に対する財政支援制度の創設等、経営の安定化に向けた支援施策の充実強化を図ること。

### 3 地域鉄道等に対する支援について

- (1) 今後の地方におけるコンパクトなまちづくりや地域住民の移

動手段の確保の重要性に鑑み、地域鉄道関係予算の所要額を確保すること。

- (2) 地域鉄道等に支援している地方自治体に対する、財政措置の充実強化を図ること。
- (3) 地域鉄道運行による経営損失に対する欠損補助制度を創設すること。
- (4) 鉄道駅やバスターミナルなど、旅客施設のバリアフリー化の対象は、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」により、1日当たりの平均利用者数が3,000人以上とされているが、高齢者の利用が多いなどの実情に応じた柔軟な対応を図ること。
- (5) 鉄道事業再構築実施計画に基づく、車両設備などの鉄道施設の整備に係る補助割合を堅持するとともに、地方自治体が行う車庫の整備や遮断機などの予備品の購入経費に係る補助対象の拡充を図ること。
- (6) 鉄道事業者が鉄道事業法に基づき廃止の届出を行おうとする場合には、沿線住民、関係自治体との十分な協議・合意を経て行うよう、法的整備を行うこと。
- (7) 沿線の地方自治体が支援を行う路線については、大手民鉄への設備投資、維持管理及び設備更新に関する費用についても補助対象となるよう、制度を拡充すること。

#### 4 JR北海道の経営再建及び路線維持に向けた支援について

- (1) JR北海道が経営改善に向けた取組を着実に進めるよう、国の支援の拡充を行うこと。
- (2) JR北海道をはじめ各旅客会社がJR貨物の負担軽減のため、

線路の維持管理費の多くを負担する現行ルールの見直しなど、負担軽減についての新たな仕組みを早急に構築すること。

- (3) JR北海道において早急な対応が迫られている橋梁やトンネル、高架橋などの老朽化した鉄道施設について、保全・更新や耐震化などの推進を図ること。

## 5 地域公共交通に対する支援について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、運送収入が減少している地域公共交通の事業者等においては、事業者及び地方自治体に対し、路線を維持するための財政措置を講じること。
- (2) 地域公共交通の事業者等に対し、現行路線の維持・存続、事業の継続実施、運行の安全性確保、公共交通空白地域の解消などに対する支援制度の充実強化を図ること。
- (3) 地域公共交通の維持・確保に取り組む地方自治体に対し、地方交付税による財政措置の充実強化を図ること。
- (4) 地域公共交通活性化再生法に基づく取組について、更なる財政措置など、各種支援の充実強化を図ること。

また、同法に基づき地方自治体が策定する地域公共交通計画に対する支援制度を拡充すること。

- (5) 高齢者が運転免許返納後に社会生活・経済活動を維持できるよう、地域公共交通の環境整備に対する支援の充実強化を図ること。

また、高齢者等の買い物難民対策などのため、小型無人機の活用を図ることや、高齢者向け超小型モビリティ（小型自動車）等の新たな交通手段の開発を推進すること。

- (6) 電気自動車、燃料電池自動車等次世代自動車の普及促進により、



地域交通のグリーン化を図ること。

- (7) 一般貸切旅客自動車運送事業によるスクールバス運送については、運賃・料金の変更命令の処理要領の適用外とし、弾力的に運賃等の額を設定できるようにするなど、特別の配慮を行うこと。
- (8) 沖縄県の均衡ある発展と慢性的な交通渋滞の解消を図るため、沖縄本島を南北に縦断する鉄軌道を含む新公共交通システムの早期導入を図ること。

## 6 地方航空路線の整備促進について

- (1) 地方の産業・経済や地域住民の生活を支える基盤として重要な役割を担っている地方航空路線を維持するため、適切な措置を講じること。
- (2) 空港へアクセスする鉄道及び道路等の整備促進を図るとともに、空港を拠点とした地域振興策を推進すること。

## 7 港湾の整備促進について

- (1) 海上輸送網の拠点である港湾は、地域の雇用と経済を支える重要な役割を担っていることから、物流効率化に資する施設の整備などのための予算を確保すること。
- (2) 港湾を大規模災害に備えた防災拠点とするため、防波堤の整備など、災害対応力を強化すること。
- (3) 既存港湾施設について、予防的な維持管理による計画的、総合的な港湾施設・海岸保全施設の老朽化対策を推進すること。
- (4) クルーズ客船の受入態勢の拡充などのため、岸壁や旅客ターミナル等整備による港湾関係施策を充実強化すること。

- (5) 太平洋側を中心に集約されてきた物流拠点について、リスク分散の観点からも日本海側の拠点となる港湾の更なる機能強化を図ること。
- (6) 地方港湾などの航路や防波堤、岸壁等の港湾施設について、地方創生港整備推進交付金等による一層の支援措置を講じること。

## 8 離島航路・航空路に対する支援について

- (1) 離島の生命線となっている離島航路・航空路の維持・確保を図るため、就航する船舶の建造や航空機の購入及び運航費等に対する支援措置を拡充するとともに、支援策の抜本強化を盛り込んだ新たな法律を早期に制定すること。
- (2) 離島航路の海上高速交通体系が現状どおり維持されるよう、高速船ジェットフォイルの代替船建造や新船建造に対する支援を行うこと。
- (3) 特定国境離島の観光振興のため、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金にかかる航路・航空路運賃の低廉化の対象者に、当該地域への観光客等も加えること。

## 5 都市基盤整備の推進

街路、下水道や公園などの都市基盤は、住民にとって快適で豊かな生活環境をもたらすとともに、地域活性化に不可欠なものである。

しかしながら、多くの社会資本の老朽化が深刻になるなど、様々な問題を抱えており、また、土地利用に関しては、人口減少、高齢社会の進行などにより、空き家・空き地などの増加や所有者不明土地の問題が顕在化しており、これら諸課題への対応が急務となっている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 社会資本整備事業等の推進について

- (1) 地方自治体が社会資本整備を行う上で重要な役割を担っている、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の所要額を確保すること。
- (2) 橋梁やトンネル等の経年劣化対策については、維持管理・更新を安定的かつ計画的に進めていくために必要な予算を確保するとともに、緊急に修繕等の措置が必要な場合には、優先的に財政支援を行うこと。
- (3) 地方自治体における社会資本の維持管理者の技術力の底上げを図るため、資格制度及び教育・研修制度の充実を図ること。

#### 2 土地利用政策の推進について

- (1) 建設発生土を主とする土砂の不適正な埋立てに対し、地域の

自然環境の保全及び住民の安全を確保するため、罰則強化を含めた法整備を図ること。

- (2) 地方自治体が主体的にまちづくりを実施するため、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律などの土地利用関連法制の一元化に向けた検討を行うこと。
- (3) 土地利用関連法制の多くは全国一律の規制となっており、地域の実情に合わないものとなっているため、地方の裁量を拡大すること。

### 3 中心市街地活性化等の推進について

- (1) 都市機能の増進及び経済活力の向上に係る中心市街地活性化法に基づく取組について、更なる財政措置など、各種支援の充実強化を図ること。
- (2) コンパクトシティ推進に係る都市再生特別措置法に基づく取組について、更なる財政措置など、各種支援の充実強化を図ること。  
また、同法に基づき地方自治体が策定する立地適正化計画について、策定段階での支援を拡充すること。
- (3) 災害時の移動・輸送や交通の混雑の緩和等に資する自転車活用の推進を図るため、自転車専用道路・自転車専用通行帯、シェアサイクル施設等の整備を推進すること。  
また、放置自転車の解決に向けて、駐輪場等の整備に対する支援を図ること。

### 4 所有者不明土地対策の推進について

- (1) 地方自治体が所有者不明土地の適正な事業執行を図ることができるよう支援を行うこと。

- (2) 所有者不明土地の早期解消を図るため、個人情報保護に配慮しつつ、簡素な手続きにより所有者の探索が行えるような土地基盤情報の整備を推進すること。
- (3) 所有者不明土地の発生を防止するため、相続や所有権移転にかかる情報を国が管理し、地方自治体が利用できるよう、不動産の権利に関する登記制度の法整備を図ること。

## 5 マンションの管理の適正化・空き家対策の推進について

- (1) マンション管理適正化推進計画の指針となる国の基本方針の策定にあたっては、地方自治体の意見を十分に踏まえること。
- (2) 倒壊する危険のある空き家等に対し、地方自治体による除去を推進するための財政措置及び解体費用の助成を拡充すること。
- (3) 「空家等対策の推進に関する特別措置法」の対象外である「長屋」については、条例の制定が必要となっているが、迅速な処理のため、同法の対象に加えること。
- (4) 相続人が複数にわたる場合や、資産価値が低く放置される場合において、責任の所在が不明確となることから、登記を義務化し、責任の所在を明確化すること。
- (5) 空き家の長期間の放置や増加を抑制するためには中古住宅の流通を促進させていくことが重要であることから、空き家バンクの運用や流通市場へ誘導するための所有者への働きかけなど、良質な中古住宅の流通促進に向けて地方自治体が行う取り組みに対し、財政的及び技術的な支援を行うこと。

## 6 都市公園等の整備推進について

- (1) 災害に強いまちづくりのため、震災時等の避難地や復旧・復興の拠点となる防災公園の整備を推進すること。
- (2) 都市公園の整備を推進するため、都市公園事業や緑地保全等事業などに対し十分な支援措置を講じること。  
また、歴史や景観など、地域の特色を活用した公園設置を推進すること。
- (3) 都市の緑地等の保全のため、緑地の公有地化への財政的支援制度の拡充を図ること。また、公有緑地の維持管理経費など、都市緑地の環境整備費用への補助制度や、私有緑地の所有者に対する相続税の納税猶予など、税負担の軽減制度を創設すること。

## 6 下水道整備の推進

下水道は、汚水排除による生活環境の改善や公共用水域の水質保全、浸水の防除などの役割を有する重要な都市基盤であるが、未普及地域の解消や施設の老朽化対策など、重要な課題が山積している。

このような中、国の財政制度等審議会では、下水道事業に対する国の財政支援については受益者負担の原則に即し汚水処理施設の改築は使用料で賄うべきとの考え方を示しているが、下水道施設の改築への国庫補助が削減・廃止された場合、下水道使用料の引上げなど市民生活への多大な影響が懸念される。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 持続的な下水道事業の推進について

下水道事業を安定的に持続させるため、下水道施設の改築に係る国庫補助を継続するとともに、修繕や維持に係る費用についても国庫補助対象とすること。また、集中豪雨等による浸水対策のためにも、下水道整備に対して十分な財源を確保すること。

#### 2 未普及地域の早期解消について

普及の立ち遅れている地域の下水道整備を推進するため、財政措置の充実強化を図ること。

## 7 観光立国の推進

観光は、地域間の交流人口や雇用の拡大など、地域経済の活性化に資するほか、国際相互理解の促進などを併せ持つ我が国の重要な成長産業である。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症によって観光産業は甚大な影響を受けており、その回復には国と地方自治体が一体となった取組が求められている。

地域の活性化のためにも、宿泊施設や、交通機関、旅行業などの民間事業者へ支援が必要であるとともに、観光立国の一層の推進のため、観光産業の国際競争力強化や魅力あふれる観光地の形成が重要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 魅力ある観光地域づくりの促進について

- (1) 新型コロナウイルスの影響による移動の自粛により、観光産業では減収や倒産等が発生していることから、地方自治体や事業者等が行う観光振興の取組に対する財政措置の拡充強化を講じること。

なお、「Go To キャンペーン」については、新型コロナウイルス感染者数の状況等に応じて、随時、内容を見直すこと。

- (2) 豪雨や震災などで被災した地域の観光復興に資する各種支援策の迅速な実施を図ること。また、国内外に向けた正確な情報発



信や風評被害の防止など、誘客に向けた支援を図ること。

- (3) オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた観光振興等により、大会開催の効果を全国に波及させる取組を推進すること。
- (4) 滞在型観光を促進するため、観光圏整備法に基づく各種取組の充実強化を図ること。
- (5) 観光先進国実現に向けた観光基盤の充実強化を図るための国際観光旅客税について、その税込により、地方自治体にとって自由度が高く、創意工夫を活かせる交付金を創設すること。
- (6) 観光地における無料Wi-Fi環境整備などのICTインフラのより一層の整備を図るほか、地方自治体や地域が実施する案内所の設置や多言語パンフレットの作成等に対する支援措置を強化すること。
- (7) 広域周遊観光の促進のため、旅行者向け統一交通パスの販売や滞在プログラムの作成、提供などに対する支援の充実強化を図ること。
- (8) 地方空港の就航先の拡大及び利活用の推進は、地方への周遊を促し、地方の魅力を発信することから、支援の継続及び拡充を図ること。
- (9) 歴史的街並みの保存や美しい景観に資する無電柱化については、安全で快適な通行空間の確保に加え、防災の面からも有効であることから、積極的な支援を図ること。

## 2 新型コロナウイルス感染症終息後の訪日外国人の増加に向けた施策について

- (1) 空港や港湾などにおける感染症対策の一層の強化を図ること。

- (2) 地方への誘客を図るため、諸外国での訪日プロモーションを強力に推進するとともに、地域ブランドの確立に向けた取組に対する支援措置を強化すること。
- (3) 地域に与える経済波及効果やビジネス機会の創出などの幅広い経済的意義を有する、国際会議や国際展示会等の誘致を促進すること。